

育児給付 10年で3倍近く

総額6400億円 資金不足懸念 財源議論へ

育児休業をとった人への国の給付金が急増している。総額は10年間で3倍近くに、対象者への育児取得の意向の確認が義務づけられる今年4月以降はさらに伸びる見通しだ。雇用保険でまかなってきた資金が不足する心配もあり、厚生労働省は近く、財源について議論を始める。

育児は、子が1歳になるまで夫婦のどちらも取れる。育児開始から半年間は、普段の賃金の67%（7カ月目以降は50%）の給付金が、雇用保険の「育児休業給付事業」から払われる。原資は会社と労働者が折半で払う保険料で、一部を税金で補っている。

国は少子化対策として育児を拡充してきた。50%だった給付率を2014年に67%に引き上げ、17年には給付期間（保育園に入園で

（いずれも2010年度→20年度

- ◆初回受給者数

| | | | | |
|----|--------|---|--------|---------|
| 女性 | 20万3千人 | → | 37万3千人 | (1.8倍) |
| 男性 | 3千人 | → | 4万6千人 | (15.3倍) |
- ◆平均受給月額（基本給付のみ）

| | | | | |
|----|--------|---|--------|--------|
| 女性 | 8万8千円 | → | 13万5千円 | (53%増) |
| 男性 | 12万5千円 | → | 18万4千円 | (47%増) |
- ◆平均給付期間（月）

| | | | | |
|----|-------|---|--------|--------|
| 女性 | 9.2カ月 | → | 12.3カ月 | (34%増) |
| 男性 | 2.6カ月 | → | 2.9カ月 | (12%増) |

■広がる育児休業給付

きない場合）を1歳6カ月までから2歳までに延長した。厚生省によると、出生数は減る傾向にあるが、出産しても仕事を続ける女性は増えており、受給者は10年度に約21万人だったが20年度には約42万人に倍増した。同様に、給付額も約2300億円から約6400億円に増えた。

男性は20年度の取得者が4万6千人と10年前の15倍に増えた。22年4月には対象者に会社側から取得の意向を確認することを義務化する仕組みが始まる。10月には、生後8週間以内に最大4週間まで父親が育児休業をとれる「男性産休」も新設され、育児取得者はさらに増える見通しだ。

このため、厚生省の審議会は、財源や制度のあり方について22年度から議論を始める。支出をまかなえるように保険料率を引き上げることのほか、育児休業給付事業を雇用保険から切り

離して国の支援を厚くし、利用できる対象者も広げる案も出ている。現在の国の育児制度は、雇用の安全網の一つとして雇用保険で運営されている。フリーランスや、雇用保険の加入要件を満たさない非正規労働者は対象外になっている。経済的理由で出産を諦める人や、出産後すぐに働かないといけない人が出ており、課題となっている。

（橋本拓樹、山本恭介）